

# ご案内

事業者様

島田労働基準協会  
電話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191  
<http://www.shimakikyo.jp>

## 令和元年度 「産業用ロボット検査等特別教育」の開催について

産業用ロボットの可動範囲内において行う産業用ロボットの検査、修理若しくは調整、若しくは結果の確認(修理等)の業務とこれら業務を行う労働者と共同して行う機器の操作の業務に労働者を就かせるときは、事業者はその全員に労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育を行わなければならないことになっております。

このたび、当協会では下記により、標記の特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

### 記

#### 1. 日時及び会場

会 場	開 催 日	
藤枝勤労者体育館 2階大会議室 (藤枝市善左衛門66-1)	7月25日(木)	1月23日(木)

※開始時間は8時30分から。終了時間は16時10分頃の予定です。  
8時20分までに会場へお越しください。

#### 2. 特別教育の内容

《学科》 (1)産業用ロボットに関する知識 (2)産業用ロボットの検査等の作業に関する知識

#### 3. 学科課程受講料(テキスト代を含む) ※非会員事業場様は1名につき2,000+消費税が加算されます。

2019/9/30まで 労働基準協会会員事業所は1名につき 7,560円(うち消費税560円)  
2019/10/1以降 " 7,700円(うち消費税700円)

#### 4. 受講資格 産業用ロボット教示等特別教育を修了した者

#### 5. お申し込みの方法

- (1)受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会へお申込みください。定員になり次第締切ります。
  - (2)テキストは、開催当日会場でお渡しします。
  - (3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。
- ※講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

#### 5. 修了証の交付 講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証」を交付します。

#### 6. 携行品 受講券・筆記用具・昼食

#### 7. 実技教育 検査等作業の方法3時間以上をロボットメーカーまたはディーラーと相談して、事業場で実施して教育記録を保存しておいてください。

受講月日	令和 年 月 日
講習会場	藤枝勤労者体育館 2 F 大会議室

**島田労働基準協会開催  
産業用ロボット検査等特別教育 受講申込書**

受講者氏名	生 年 月 日			教示修了証発行機関 (該当するものに○)
	年	月	日	
	昭和・平成			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県労働基準協会連合会</li> <li>・ 島田労働基準協会</li> <li>・ その他</li> </ul> (                    )
	昭和・平成			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県労働基準協会連合会</li> <li>・ 島田労働基準協会</li> <li>・ その他</li> </ul> (                    )
	昭和・平成			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県労働基準協会連合会</li> <li>・ 島田労働基準協会</li> <li>・ その他</li> </ul> (                    )

会社名		
所在地	(〒                    )	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

令和 年 月 日

月 日支払予定
---------

※講習日の2週間前までをお願いします。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。